

社会福祉法人あわら市社会福祉協議会役員の報酬及び費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あわら市社会福祉協議会定款第10条第3項の規定に基づき、社会福祉法人あわら市社会福祉協議会役員の報酬の支給及び費用の弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 会長の報酬は、月額30,000円とする。

2 会長以外の役員には、報酬を支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 役員費用弁償の額は、会長及び雲雀ヶ丘寮担当理事を除き、会長の指定する会議等への出席1回につき2,000円とする。ただし、監事のうち公認会計士、税理士の資格を有する者が、会計監査の業務に従事した時は、出席1回につき5,000円とする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、報酬の支給及び費用の弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。